

阿久比スポーツ村整備基本構想策定業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要項

1 目的

阿久比スポーツ村整備基本構想策定業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務内容

(1) 件名

阿久比スポーツ村整備基本構想策定業務

(2) 目的・内容

阿久比スポーツ村整備基本構想策定業務仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで

(4) 選定方式

公募型プロポーザル方式等（阿久比町プロポーザル方式等による契約手続に関する実施要領による）

(5) 見積限度額

29,865,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

年度限度額

令和7年度：14,905,000円

令和8年度：14,960,000円

※ この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

3 公募型プロポーザル方式等を採用した理由

阿久比スポーツ村整備基本構想は、阿久比町、住民、中京圏内のプロスポーツ及び企業スポーツチーム、各種スポーツ団体、事業者等で連携し、スポーツ村の将来像を描く必要があり、策定に当たっては、調査・分析力、提案力、実績、コスト等を総合的に判断して最も優れた業者を採択するため。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次のすべての要件を満たしている者とする。但し、共同企業体として応募する場合は、代表構成団体は次の(1)～(8)の要件を全て満たしており、かつ構成団体のいずれの企業も(1)～(6)の要件を満たしていること。

(1) 令和6・7年度の阿久比町入札参加資格者名簿（調査委託）に登録され

ている者であること。ただし、登録されていない者であっても、参加申込書の提出期限までに登録申請をし、本町が受理し、契約締結までに名簿に登録された場合は、参加資格を有するものとする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更正計画の認可が決定し、または再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。
- (4) 本プロポーザル実施の参加表明書の提出期限から契約締結日までのいずれの日においても、阿久比町指名停止要領の規定に基づく指名停止措置期間のないこと。
- (5) 国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 国または地方公共団体等が発注する同種業務または類似業務を、平成 26 年度以降（過去 10 年間）に受注し、履行した実績を有していること。
同種業務とは、スポーツ施設の整備等の方針に係る計画策定または策定支援業務等とする。
類似業務とは、スポーツ振興に係る方針や計画等の策定または策定支援業務、公共施設整備（再編）計画や公共施設総合管理計画等の策定または策定支援業務等とする。
- (8) 本業務の管理技術者（配置従事者を統括する者）として、施設の現状分析及び課題抽出、機能検討、モデルプランの作成、地域経済の振興等の地域創生を行うことを目標としているため、(7)に掲げる同種業務または類似業務に従事した実績を有し、本業務に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する者を選任できること。

5 スケジュール

内容	日時
実施要領の公表	令和 7 年 5 月 22 日（木）
質問書提出期限	令和 7 年 5 月 29 日（木）
質問書に対する回答	令和 7 年 6 月 2 日（月）
参加申込書の提出期限	令和 7 年 6 月 6 日（金）
参加資格の結果通知	令和 7 年 6 月 10 日（火）

企画提案書等の提出期限	令和 7 年 7 月 4 日（金）
プレゼンテーションの実施	令和 7 年 7 月 9 日（水） 予定
優先交渉権者及び審査結果公表	令和 7 年 7 月 1 6 日（水） 予定
契約締結	令和 7 年 7 月 1 8 日（金） 予定

6 質問書の提出および回答

実施要領に関して質問がある場合は、次のとおり質問することができる。

(1) 提出書類

質問書（様式 1）

(2) 提出期限

令和 7 年 5 月 2 9 日（木） 午後 5 時（必着）

(3) 提出方法

電子メールで下記 1 3 の担当に提出すること。送信に当たっては、電子メールの件名を「スポーツ村基本構想策定業務質問（事業者名）」とすること。

(4) 質問に対する回答

回答はまとめて、令和 7 年 6 月 2 日（月）までに町公式ホームページに掲載するものとする。なお、回答内容によっては、実施要領の記載事項の追加または修正として取り扱うことがある。

7 参加申込

参加資格を確認できる書類を添えて、プロポーザルに参加するための意思表示を行うこと。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式 2）

イ 会社概要（任意）

所在地、業務内容、資本金、社員数等が分かるもの。会社案内パンフレット等も可とする。

イ 同種業務の実績一覧表（様式 2 別紙 1）

ウ 管理技術者の経歴等（様式 2 別紙 2）

エ 共同体結成届出書（様式第 2 別紙 3）（ただし、共同体の場合に限る。）

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 6 日（金） 午後 5 時（必着）

(3) 提出方法

電子メール、持参または郵送で下記 1 3 の担当部局に提出すること。なお、電子メールの送信事故、郵便事故等は、提出者のリスク分担とする。

- ・電子メールで提出する場合は、電子メールの件名は、「スポーツ村基本構想策定業務プロポーザル参加申込（事業者名）」とすること。
- ・郵便で提出する場合は、引受け及び配達の実況及び日時が記録される方法に限るものとし、提出期限必着とすること。

(4) 提出部数

1 部

8 参加資格の確認

参加申込をした者の参加資格を確認し、令和 7 年 6 月 10 日（火）に、参加申込をした全ての者に電子メールにより通知する。

9 企画提案

参加申込書を提出した者（以下「企画提案者」という。）は、次のとおり企画提案書等を作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書（任意様式） 正本 1 部、副本 6 部

日本産業規格 A4 で片面 20 枚以内とすること。なお、審査は、プレゼンテーションの参加者名を伏せて行うため、正本の表紙に代表者印等を押印し、副本の表紙、目次、本文等には、社名、社名を想起させるロゴ・イラスト等を記載しないこと。

イ 参考見積書（任意様式） 正本 1 部

阿久比町長を宛名として代表者印等を押印し提出すること。金額は、消費税及び地方消費税の額を含めること。

(2) 企画提案記載事項

次に掲げる事項を記載すること。

- ・阿久比町のスポーツの現状の課題と背景
- ・阿久比スポーツ村に係る官民連携、各施設との機能連携について
- ・基本構想を策定する上での情報収集や地域団体との連携について
- ・基本構想を策定する上で、特に重視する視点等に関する提案について
- ・本業務で実施する独自の取組に関する提案について
- ・事業スケジュール、業務進捗管理方法等について
- ・基本構想を実現するにあたり、事業手法について

(3) 提出期限

令和 7 年 7 月 4 日（金） 午後 5 時（必着）

(4) 提出方法

持参または郵送で下記 13 の担当部局に提出すること。なお、郵便事故等は、提出者のリスク分担とする。

- ・持参により提出する場合は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに窓口に出すること。
- ・郵便で提出する場合は、引受け及び配達の実事及び日時が記録される方法に限るものとし、提出期限必着とすること。

10 審査方法等

職員により構成する阿久比スポーツ村整備基本構想策定業務プロポーザル選考委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案書（書類審査にあつては、見積提案額を含む。）について、プレゼンテーションを行い、優先候補者及び次点候補者を選考する。

(1) プレゼンテーション

別紙評価基準に基づき、企画提案書の提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）により審査を行う。

ア 実施日（予定）

令和 7 年 7 月 9 日（水） AM

詳細は後日メールで通知する

イ プレゼンテーション

- ・ 準備 5 分、説明 20 分、質疑応答 10 分

ウ プレゼンテーションに要する機材

本町にてプロジェクタ及びスクリーンを準備する。機材の仕様等については、プレゼンテーション参加者に対して通知する。

エ 留意事項

- ・入室者は、3 名以内とする。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは、プロポーザルに参加する者の名称を伏せて行うため、入室者の自己紹介を行わないこと。
- ・プレゼンテーションは提案書に基づき行うものとし、資料の追加は、原則として、認めない。
- ・審査対象者が多数となる場合は、プレゼンテーション審査の実施方法を変更する場合がある。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。

(2) 評価方法

別紙評価基準に定める評価項目の審査の観点ごとに採点を行い、各評価項目の得点の合計点が最も高い者を優先候補者とする。ただし、各評価項目の得点の合計点が配点合計の 6 割に満たない者は、候補者とししない。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和 7 年 7 月 16 日（予定）に、全ての企画提案者に文書で通知する。ただし、各評価項目の採点結果及び評価基準は通知しない。

(4) 契約

審査結果の通知後、優先交渉権者は速やかに事業内容についての協議を行い、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。ただし、事業費は企画提案時に提出した見積額を上限とする。事業内容については、原則として企画提案時のものを採用することとするが、本町の要望に応じて変更して契約をすることができる。この時、業務量が著しく増える見込みの場合は、事業者は上限提案価格の範囲内で再度見積書を提出し、契約金額の交渉をすることができる。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合は、優先交渉権者との協議を中止し、次に得点の高い事業者を優先交渉権者として順に契約に係る協議を行うものとする。

11 情報公開

町に提出された企画提案書は、阿久比町情報公開条例（平成12年条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、同条例6条に規定する不開示情報に該当する情報は、不開示とする場合がある。なお、開示することができる情報であって、選考に影響を及ぼすおそれのあるものは、優先候補者の決定後に開示するものとする。

12 その他

(1) 費用負担

プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。町の事情によりプロポーザルを中止した場合も、同様とする。

(2) 失格事項

参加者が次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とし、審査は行わない。なお、候補者として選考されている場合は、その選考を取り消すものとする。

ア 参加資格を有しない者であることが判明した場合または参加資格を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 提出された書類が実施要領等で示す提出期限、提出場所、提出方法、作成方法等の条件に適合しない場合

エ 著しく社会的信用を損なう行為その他選定結果に影響を与える不誠実な行為があった場合

オ 見積提案額の見積額が見積限度額を超過している場合

カ その他不正の行為があったと市が認めた場合

(3) 提出書類の取扱い

ア 著作権

参加者の提出した書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、受託者となった者が作成した企画提案書について委託者が必要と認めるときは、当該受託者にあらかじめ通知して、その全部または一部を無償で複製、転記または転写により使用することができるものとする。

イ 特許権等

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いたことにより生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

ウ 記載内容の変更等の禁止

町に提出された書類は、原則として、これを書き換え、差し替え、または撤回することができない。ただし、町が求めた場合は、提出期間内に限り、提出書類の補正及び追加資料の提出をすることができるものとする。

(4) 異議申立て

プロポーザルに参加した者は、当該プロポーザル選考の実施後において、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

13 担当部局

阿久比町教育委員会社会教育課スポーツ係（担当：森、小田）

住所 〒470-2212 阿久比町大字卯坂字浅間裏3番地2

電話 0569-48-7311

メールアドレス taiiku@town.agui.lg.jp